

特定非営利活動法人 日本高血圧学会
準会員への移行を希望する正会員に関する細則

第1条（総則）

日本高血圧学会（以下、「本会」という。）準会員制度の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、定款変更後に準会員への移行を希望する正会員については以下に定める措置を講ずる。

第2条（資格）

準会員への移行を希望する正会員は、本会に正会員として入会したもので、医師を除く医療関連業務従事者に限る。

第3条（新規入会員および既存会員）

- 1 本細則の発効日において正会員であって、かつ、準会員への移行を希望する正会員は、平成26年12月26日までに本会が指定した方法により届け出るものとする。
- 2 平成27年1月以降に届け出た正会員については、平成28年度より準会員へ移行するものとする。平成27年9月1日以降に届け出た正会員は、それぞれ届け出た年度から準会員へ以降するものとする。

第4条（年会費）

第3条1項により届け出た正会員は、平成27年度の年会費を5,000円とするものとする。

第5条（権利）

準会員への移行を希望する正会員は、準会員になるまでは正会員としての権利を有するものとする。

第6条（本細則の発効）

本細則は平成26年10月18日の通常総会の終了を以って発効する。

第7条（本細則の改正）

本細則の改正は理事会の議を経なければならない。